

第4章 環境施策と私たちの取組

この章では、4つの環境分野を構成する環境要素について、第2章でまとめた課題と第3章で示した目標、環境施策の方向を基に、環境施策と市・市民・事業者の取組について示しました。

1 自然環境の保全と活用 ～自然と共に歩むまち～

1.1 生きもののことを考え、共存を目指して行動しよう

課題

- ◆本市では、豊かな生態系を守っていくために、動植物の生息・生育状況を把握し、総合的な保全対策が必要です。
- ◆自然環境保全地域や緑地環境保全地域に指定されている社寺林、巨樹・巨木・樹叢などの天然記念物は、本市の貴重な自然資源であり、周辺の生態系も含め継続的な保全活動が必要です。
- ◆貴重種の保全を強化するために、生息・生育情報や保全などに関する情報提供が必要です。
- ◆市民が動植物に関心を持てるよう、学習会や観察会などの提供が必要です。
- ◆イノシシやカラス、アライグマやハクビシンなどによる農作物等への被害拡大に対して、有害鳥獣対策が必要です。
- ◆生態系を保全するため、外来種の種類や個体数の増加を防ぐことが必要です。

環境施策	市の取組
①生物の生息情報の共有	◆動植物の生息・生育状況について、情報を収集します。
	◆動植物の生息・生育状況について、市民からの情報提供を募ります。
	◆市内で確認される生物の生息・生育情報を公表します。
	◆市民が動植物に関心を持てるよう、学習会や観察会を提供します。
②生物の生息環境の保全	◆貴重種をはじめ、多様な動植物種を保全するため、動植物の生息空間に配慮した森林整備、湖岸整備を推進します。
	◆環境保全地域に指定されている社寺林や天然記念物に指定されている巨樹・巨木・樹叢などを保全します。
	◆事業活動や建築、建設事業の際には、生態系に配慮するよう指導します。
	◆禁漁区や禁漁時期、移植放流の禁止など、釣りに関するルールの周知とマナーについて啓発します。
	◆イノシシやカラス、アライグマやハクビシン（有害鳥獣）などによる農作物等の被害拡大を防止するため、情報を収集し、有害鳥獣対策を推進します。
	◆外来種による在来種への影響などについて把握・周知し、外来種の種類や個体数を増やさないよう啓発します。

◆市民の取組◆

〈環境施策〉①生物の生息情報の共有

- ◆動植物の生息・生育状況に関する情報提供に協力します。
- ◆動植物等の情報に注意を払い、身近な自然への配慮を心がけます。
- ◆動植物の学習会や観察会に参加し、自然や動植物に関する情報を得ます。

〈環境施策〉②生物の生息環境の保全

- ◆多様な動植物種を保全するため、動植物の生息空間に配慮した森林整備、湖岸整備に協力します。
- ◆動植物をむやみに捕獲や採集をしません。
- ◆環境保全地域に指定されている社寺林や天然記念物に指定されている巨樹・巨木・樹叢の保全に協力します。
- ◆釣りに関するルールとマナーを守ります。
- ◆農作物等の被害拡大を防止するため、情報を収集し、有害鳥獣対策に協力します。
- ◆生態系を保全するため、外来生物について県や市などから情報を得て、適切に取扱い、種類や個体数の増加を防ぎます。

◆事業者の取組◆

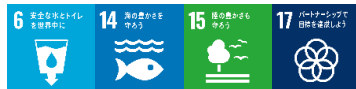
〈環境施策〉①生物の生息情報の共有

- ◆動植物の生息・生育に関する情報収集と提供に協力し、自然に配慮した事業を進めます。
- ◆動植物の学習会や観察会に協力します。

〈環境施策〉②生物の生息環境の保全

- ◆事業活動における自然環境や生態系への負荷低減に努めます。
- ◆工事等にあたっては、野生生物への影響を回避するよう、工法や時期などに配慮します。
- ◆環境保全地域に指定されている社寺林や天然記念物に指定されている巨樹・巨木・樹叢の保全に協力します。
- ◆農作物等の被害拡大を防止するため、情報を収集し、有害鳥獣対策に協力します。
- ◆天然記念物等、貴重な動植物や外来種の適切に取扱いに協力します。

関連する SDGs
(持続可能な開発目標)



1.2 豊かな農地と貴重な森林を守っていこう

課題

- ◆ 農地や森林が持つ多面的機能を維持・向上させるために、それらの公益的な役割について理解を深める必要があります。
- ◆ 農地の保全と有効利用を図るため、耕作放棄地について早期対応が必要です。
- ◆ 森林を守り育てるために、下刈りや植林等を行っていく必要があります。
- ◆ 森林伐採を伴う事業を行う際は、緑化等の整備について十分な指導が必要です。

環境施策	市の取組
①農地の保全	◆ 減農薬、減化学肥料などによる環境保全型農業を推進します。 ◆ 自然にやさしい農業の取組情報を収集し、市民や事業者公表していきます。 ◆ 耕作放棄地の解消に取り組むとともに、環境に配慮しながら農業基盤の維持・更新を支援します。 ◆ 耕作放棄地の再生整備を推進します。
②森林の保全	◆ 森林を守り育てるため、間伐、下刈り、植林等の保全・管理対策を推進します。 ◆ 再生可能エネルギーに関する開発の際は、生活環境と貴重動植物の保護について注意喚起を行います。 ◆ 土採取等、森林の伐採を伴う事業を行う際は、関係法令等に基づき緑化対策について指導します。 ◆ 飛砂防備保安林である海岸沿いの松林については、適正管理を促進します。
③農地・森林の活用	◆ 農地や森林の役割に対する理解を深め、情報提供や啓発活動を行います。 ◆ 農村との交流と農地の保全を考えるため、農業体験を推進します。 ◆ 農業・漁業・林業体験などを通じたグリーンツーリズムやブルーツーリズムを推進し、鉾田市の自然や文化に触れる機会を提供します。 ◆ 安心・安全な農地とそこで生産された農作物についてPRします。

◆市民の取組◆

〈環境施策〉①農地の保全

- ◆ 減農薬、減化学肥料などによる環境保全型農業に取り組みます。
- ◆ 自然にやさしい農業の取組情報を収集し、活用します。
- ◆ 耕作放棄地は有効活用を図り、適正に維持管理します。

〈環境施策〉②森林の保全

- ◆所有する森林について、間伐、下刈り、植林等の保全・管理を行います。
- ◆再生可能エネルギー開発の際は、生活空間・自然環境を守るための適正な手続きをします。
- ◆森林整備に参加・協力します。

〈環境施策〉③農地・森林の活用

- ◆農地や森林の役割について情報を入手し、農地・森林を活用した環境保全に役立てます。
- ◆農業体験に参加・協力します。
- ◆訪問者に、銚田市の自然・文化を楽しんでもらうために、グリーンツーリズムやブルーツーリズムに協力します。
- ◆安心・安全な農地とそこで生産された農作物のPRに協力します。
- ◆地産地消による農業の活性化のため、地元の農産物を購入します。

◆事業者の取組◆

〈環境施策〉①農地の保全

- ◆ほこまる GAP を導入し、環境保全型農業をはじめ、適切な農場管理に取り組みます。
- ◆自然にやさしい農業の取組情報の収集・活用・提供に協力します。
- ◆耕作放棄地は有効活用を図り、適正に維持管理します。

〈環境施策〉②森林の保全

- ◆森林整備に参加・協力します。
- ◆再生可能エネルギー開発の際は、生活空間・自然環境を守るための適正な手続きをします。
- ◆森林の伐採を伴う事業を行う際は、関係法令等に基づき緑の保護と緑化対策を行います。

〈環境施策〉③農地・森林の活用

- ◆農地や森林の役割について情報を入手し、農地・森林を活用した環境保全に役立てます。
- ◆農業体験に参加・協力します。
- ◆訪問者に、銚田市の自然・文化を楽しんでもらうために、グリーンツーリズムやブルーツーリズムに協力します。
- ◆安心・安全な農地とそこで生産された農作物のPRに協力します。

関連する SDGs
(持続可能な開発目標)



1.3 親しみやすい水辺を作っていこう

課題

- ◆ 海岸や湖沼、河川、ため池など、水辺は動植物の生息環境として重要な場所であるため、動植物に配慮した水辺の整備や維持管理が必要です。
- ◆ 河川や湖沼において、水生植物を増やすなど、自然浄化機能の向上が強化される河床整備、護岸整備が必要です。
- ◆ 新たに設置される「(仮称) 潟沼水鳥・湿地センター」など水辺の環境整備と活用方法について、市民の理解と協力を得ることが必要です。
- ◆ ラムサール条約登録湿地潟沼を案内するネイチャーガイドの育成が必要です。
- ◆ 水辺を地域観光資源として生かすための拠点が必要です。
- ◆ 野鳥観察、観光、釣りやジェットスキー・ウィンドサーフィン・カヌーやサップなどのレジャー需要に対応するため、新たな水辺のゾーニングが必要です。

環境施策	市の取組
①自然に近い 水辺の保全	◆ 河川や湖沼等水辺の整備や改修を行う際には、動植物の生息・生育空間に配慮した河床整備、護岸整備を推進します。 ◆ 海岸線、潟沼や北浦の岸辺の動植物の維持管理活動を推進します。 ◆ 水辺の環境整備について、市民や近隣市町村等の理解と協力を得るために、情報提供をするとともに、活動への参加を呼びかけます。 ◆ 水辺の清掃活動を推進します。
②恵まれた 水辺の 利活用	◆ 水辺や自然散策のための遊歩道における親水空間の保全・整備・適切な管理を図ります。 ◆ 潟沼や北浦、海岸における周辺施設の整備など市民の憩いの場としての水辺の利活用について推進します。 ◆ ラムサール登録湿地潟沼の自然を案内できるスキルを有するネイチャーガイドを育成します。 ◆ 環境学習施設「エコ・ハウス」など、自然豊かな水辺環境を活かした施設について、水辺保全活動の拠点として充実を図ります。 ◆ 観察やレジャーに活用される水辺のゾーニングを行います。 ◆ 木道などを整備し、子どもからお年寄りまで親しめる水辺空間を創出します。



◆市民の取組◆

〈環境施策〉①自然に近い水辺の保全

- ◆ 潟沼や北浦の再生や海岸線の保全のため、植物や動物の維持管理活動に参加・協力します。
- ◆ 水辺の清掃活動に参加・協力します。

〈環境施策〉②恵まれた水辺の利活用

- ◆ 水辺や自然散策のための遊歩道における親水空間の保全や整備等に協力します。
- ◆ 潟沼や北浦、海岸周辺施設や船溜などを利用し、恵まれた水辺環境に親しみます。
- ◆ 環境学習施設「エコ・ハウス」など、水辺保全活動の拠点を利用し、水辺保全活動について理解して行動します。
- ◆ 釣りや野鳥観察などに関する水辺のゾーニングの検討に協力します。
- ◆ ラムサール登録湿地潟沼のネイチャーガイドへの登録を推進します。

◆事業者の取組◆

〈環境施策〉①自然に近い水辺の保全

- ◆ 河川や湖沼等水辺の整備や改修を行う際には、動植物の生息・生育空間に配慮します。
- ◆ 潟沼や北浦の再生のため、水生植物の維持管理活動に参加・協力します。
- ◆ 海岸や湖沼、河川、ため池等水辺における動植物の生息・生育環境づくりに参加・協力します。
- ◆ 水辺の清掃活動に参加・協力します。

〈環境施策〉②恵まれた水辺の利活用

- ◆ 水辺や自然散策のための遊歩道における親水空間の保全や整備等に協力します。
- ◆ 環境学習施設「エコ・ハウス」など、水辺保全活動の拠点づくりに協力します。
- ◆ 釣りや野鳥観察などに関する水辺のゾーニングの検討に協力します。

関連する SDGs
(持続可能な開発目標)



1.4 自然・歴史・文化をつないで銚田の魅力を引きだそう

課題

- ◆ 涸沼は、ラムサール条約登録湿地であるため、条約の目的にもある「保全と再生」、「賢明な利用」、「交流と学習」について市民とともに検討し、進めていくことが必要です。
- ◆ 自然を活かした公園等の維持管理の促進が必要です。
- ◆ 本市の自然環境に親しめる憩いの場の提供が必要です。
- ◆ まちの中に、市民が身近にふれあえる緑や花を増やしていくことが必要です。
- ◆ 指定文化財や文化的施設を適切に保護・保全するとともに、地域の歴史や文化に親しむ機会を提供することが必要です。
- ◆ 市内各所にみられる古墳や城館跡などの埋蔵文化財の保全、整備が必要です。
- ◆ 伝統行事を保存・継承していくため、後継者の育成が必要です。
- ◆ 自然とともに受け継がれてきた歴史的・文化的環境を、今後も環境と併せて保全していくことが必要です。

環境施策	市の取組
①自然を活かした公園等の整備	◆ 北浦湖畔や涸沼湖畔などにおいて、自然を活かした、市民が親しめる空間を創出していきます。 ◆ 鹿島灘海浜公園など、自然を活かした公園の適切な維持管理を推進します。 ◆ 環境保全地域における森林及び散策路の整備を推進します。
②文化遺産の保護・保全	◆ 文化遺産を広く紹介し、文化財保護に関する啓発を強化します。 ◆ 文化財に関する生涯学習や学校教育、郷土資料の紹介などにより、銚田の自然・歴史・文化に親しむ機会の拡充を図ります。 ◆ 古墳や城館跡などの埋蔵文化財の保全・整備を推進します。 ◆ 伝統行事を保存・継承していくため、後継者を育成します。
③エコツーリズムの活性化	◆ ラムサール条約登録湿地である涸沼について、「保全と再生」、「賢明な利用」、「交流と学習」について市民とともに検討し、取り組んでいきます。 ◆ 自然環境と文化財を活かした観光やまちづくりを推進し、自然や文化に親しむ機会を提供します。 ◆ 花いっぱい運動などにより、まちの中に、市民が身近にふれあえる緑や花を増やしていきます ◆ 農産物（メロン、イチゴなど）を活かした観光を推進します。 ◆ 食育につながる農業の取組を推進します。

◆市民の取組◆

〈環境施策〉①自然を活かした公園等の整備

- ◆鉾田市の自然を活かした公園や環境保全地域を大切に、保護・維持管理に協力します。

〈環境施策〉②文化遺産の保護・保全

- ◆鉾田市の自然や歴史・文化に関心を深め、地域資源を大切にします。
- ◆文化財の調査・保存に協力します。
- ◆古墳や城館跡などの埋蔵文化財の保全・整備に協力します。
- ◆伝統行事を保存・継承していくため、後継者の育成に協力します。

〈環境施策〉③エコツーリズムの活性化

- ◆ラムサール条約登録湿地である涸沼について、「保全と再生」、「賢明な利用」、「交流と学習」について検討する場に参加するとともに、取組に参加・協力します。
- ◆エコツーリズムの活性化のため、公共の場の緑化等、地域の美化活動に参加します。
- ◆農産物を活かした観光や、食育につながる農業の取組に協力します。

◆事業者の取組◆

〈環境施策〉①自然を活かした公園等の整備

- ◆鉾田市の自然を活かした公園や環境保全地域を大切に、保護・維持管理に協力し、自然に親しむ機会の提供に協力します。

〈環境施策〉②文化遺産の保護・保全

- ◆事業活動にあたっては、鉾田市の自然や歴史・文化などの地域資源に配慮します。
- ◆文化財の調査・保存に協力します。
- ◆古墳や城館跡などの埋蔵文化財の保全・整備に協力します。
- ◆伝統行事を保存・継承していくため、後継者の育成に協力します。

〈環境施策〉③エコツーリズムの活性化

- ◆ラムサール条約登録湿地である涸沼について、「保全と再生」、「賢明な利用」、「交流と学習」について検討する場に参加するとともに、取組に参加・協力します。
- ◆農産物を活かした観光や、食育につながる農業に取り組みます。

関連する SDGs
(持続可能な開発目標)



2 生活環境の保全 ～環境にやさしく暮らすまち～

2.1 こちよい風を感じる空間を作っていこう

課題

- ◆大気環境を保全するため、事業者や市民に対して、さらなる啓発が必要です。
- ◆音環境の保全のため、自動車騒音や航空機騒音について、測定・監視を継続することが必要です。
- ◆家庭や事業活動から発生する悪臭や騒音について、モラル向上の普及啓発が必要です。

環境施策	市の取組
①大気環境の保全	◆大気環境保全に関する普及・啓発を推進します。 ◆工場・事業場等からの排出ガスについては、「大気汚染防止法」などの関係法令に基づき当事者への指導を徹底します。 ◆低公害車（ハイブリッドカーや電気自動車など）の普及、充電スタンドの導入を推進します。 ◆大気環境を保全するため、可能な時は、徒歩や自転車、公共交通機関の利用を推進します。
②悪臭対策	◆事業活動からの悪臭については、「悪臭防止法」など関係法令に基づき当事者への指導を徹底します。 ◆家庭ごみや農業用ビニールの自家焼却（野焼き）の禁止について啓発するとともに、監視を強化します。 ◆浄化槽の適正管理について啓発します。 ◆廃棄処分となる農産物や畜産系廃棄物から発生する悪臭防止と有効利用を図るため、堆肥化を推進するとともに、堆肥置き場からの悪臭防止について指導します。 ◆事業活動からの排水等による悪臭対策について、市の指導を強化します。
③騒音・振動対策	◆事業所からの騒音・振動については、「騒音規制法」、「振動規制法」などの関係法令に基づく公害防止対策を推進します。 ◆工場・事業場及び工事現場での作業に対し、機械設備の低騒音化や防音設備の充実化を指導するとともに、監視体制を強化します。 ◆生活騒音や自動車・バイクなどの運転に伴う騒音については、モラル向上の啓発に取り組みます。 ◆自動車交通騒音の測定・監視を継続し、実態把握及び対策の検討につなげます。 ◆航空機騒音の測定・監視の実施に協力します。

◆市民の取組◆

〈環境施策〉①大気環境の保全

- ◆アイドリングストップなど環境に配慮した運転（エコドライブ）を心がけます。
- ◆自動車の購入の際は、低公害車（ハイブリッドカーや電気自動車など）を選択するようにします。
- ◆大気環境を保全するため、可能な時は、徒歩や自転車、公共交通機関を利用します。

〈環境施策〉②悪臭対策

- ◆悪臭の原因となる家庭ごみや農業用ビニールの自家焼却（野焼き）は行いません。
- ◆浄化槽は適正に管理し、悪臭が発生しないようにします。

〈環境施策〉③騒音・振動対策

- ◆近所に迷惑となる生活騒音は出さないようにします。
- ◆自動車の運転に際しては、居住環境に配慮し、騒音・振動を防止します。

◆事業者の取組◆

〈環境施策〉①大気環境の保全

- ◆大気汚染防止法など関係法令等を順守するとともに、大気汚染物質による環境負荷低減に努めます。
- ◆アイドリングストップなど環境に配慮した運転（エコドライブ）を心がけます。
- ◆業務用自動車の購入の際は、低公害車（ハイブリッドカーや電気自動車など）を導入するようにします。
- ◆大気環境を保全するため、ノーマイカーデーを設けるなど自家用車通勤を控えます。

〈環境施策〉②悪臭対策

- ◆悪臭防止法など関係法令等を順守し、悪臭防止に努めます。
- ◆農業用ビニールなどは自家焼却（野焼き）を行わず、適正処理するため、農業用使用済プラスチック収集に依頼します。
- ◆廃棄処分する農産物や畜産系廃棄物は、堆肥化により悪臭防止と有効利用を図るとともに、堆肥置き場から悪臭を発生させないようにします。
- ◆事業活動からの排水等は、適正に処理し、悪臭防止に取り組みます。

〈環境施策〉③騒音・振動対策

- ◆騒音規制法、振動規制法など関係法令等を順守し、騒音・振動防止に努めます。
- ◆工場、事業場及び工事現場での作業において、機械設備の低騒音化や防音設備の充実化に努め、騒音・振動の低減化を図ります。
- ◆車両等の適正管理に努め、騒音・振動の防止を徹底します。

関連する SDGs
(持続可能な開発目標)



2.2 水がきれいなまちを目指していこう

課題

- ◆ 水環境を保全するため、公共用水域の水質調査の継続及び結果の公表、水の利用や水循環に関する情報提供が必要です。
- ◆ 水環境を保全するため、「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」及び霞ヶ浦・北浦流域内の小規模事業所（霞ヶ浦※一般事業場等）の排水規制、「湖沼水質保全の対応方針」を推進するとともに、生活排水や事業活動からの排水や流出水の負荷低減及び適正処理の強化が必要です。
- ◆ 水環境の保全について、市民の理解と協力を得るために、水生生物による水質調査や水質の簡易調査を市民と協働で実施していくことが必要です。
- ◆ 事業活動における土壌汚染の防止については、関係法令等に基づき引き続き指導していくことが必要です。
- ◆ 農地への過剰施肥防止については、適正な施肥を行うため、土壌診断の実施を促進する必要があります。
- ◆ 上水道の水源でもある井戸水の水質を保全するため、地下水の水質保全対策が必要です。

環境施策	市の取組
①水環境の監視・調査	◆ 河川や地下水など公共用水域の水質調査を継続し、水質を監視するとともに、結果の公表や対策の検討につなげ、水循環に関する情報提供をします。 ◆ 工場・事業場からの排水を監視し、適切に指導します。 ◆ 水環境の保全について、市民の理解と協力を得るために、水質評価のための簡易水質調査を市民と協働で実施します。
②川を汚さないための対策	◆ 「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」及び霞ヶ浦・北浦流域内の小規模事業所（霞ヶ浦※一般事業場等）の排水規制、「湖沼水質保全の対応方針」を推進します。 ◆ 公共下水道及び農業集落排水処理区域内においては接続を推進するとともに、その他の区域における合併浄化槽の設置を推進します。 ◆ 合併浄化槽の設置について、設置補助を行うとともに、設置者には適正な維持管理（法定検査や清掃等）を指導します。 ◆ 環境負荷の低い洗剤の使用や水切りネットの使用など、生活排水による水質汚濁防止の普及・啓発を進めます。 ◆ 事業活動においては、「水質汚濁防止法」、「下水道法」、「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」など関係法令に基づき排水基準の遵守の徹底や排水の負荷低減による排水対策を推進します。 ◆ 化学物質や油、農薬流出などの水質事故を防止するため、処分方法や処分先を周知するなどし、対策を推進します。 ◆ 事業所における排水処理に関し、効果的な対策について情報を提供します。 ◆ 畜産業、水産業における環境負荷対策について助言・支援します。 ◆ 河川の水質保全について、近隣市町村へ鉾田市の取組をPRし、協力を呼びかけます。

環境施策	市の取組
③土壌・地下水 汚染対策	◆農地からの流出水や地下浸透水による水質汚濁を防止するため、農薬や肥料の適正・適量使用を推進します。
	◆廃棄物からの汚染物質の流出や、排水の地下浸透による土壌・地下水汚染を防止するための監視を行います。
	◆工場、事業場における土壌汚染防止のための指導や「土壌汚染対策法」など関係法令について周知します。

◆市民の取組◆

〈環境施策〉①水環境の監視・調査

- ◆水の利用や水循環に関する認識を深め、県や市が公表する河川や地下水などの水質調査結果に関心を持ちます。
- ◆水質評価のための簡易水質調査を市と協働で行います。

〈環境施策〉②川を汚さないための対策

- ◆「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」及び霞ヶ浦・北浦流域内の小規模事業所（霞ヶ浦※一般事業場等）の排水規制、「湖沼水質保全の対応方針」の推進に協力します。
- ◆公共下水道及び農業集落排水処理区域内では速やかに接続し、その他の区域では合併処理浄化槽を設置し、適正な維持管理（法定検査や清掃等）を行います。
- ◆家庭で使用する洗剤類は、環境負荷の低いものを選んだり、使用量を減らしたりします。
- ◆流しでは、水切りネットを使用し、また、食器類は油污れをふき取ってから洗います。
- ◆化学物質や油が入った容器や不要になった農薬を処分する際は、市に処分方法や処分先を確認し、適正に処分します。

〈環境施策〉③土壌・地下水汚染対策

- ◆農薬や肥料は、適正・適量を使用します。
- ◆汚染物質が流出するおそれのある廃油缶などは屋外に放置せず、管理または処分します。

◆事業者の取組◆

〈環境施策〉①水環境の監視・調査

- ◆水の利用や水循環に関する認識を深め、県や市が公表する河川や地下水などの水質調査結果に関心を持ちます。
- ◆工場・事業場からの排水の検査及び監視を行います。

※ここでの霞ヶ浦とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により指定された霞ヶ浦、北浦及び常陸利根川（常陸川水門下流を除く。）をいう。

〈環境施策〉②川を汚さないための対策

- ◆「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」及び霞ヶ浦・北浦流域内の小規模事業所（霞ヶ浦※一般事業場等）の排水規制、「湖沼水質保全の対応方針」の推進に協力します。
- ◆公共下水道区域内では速やかに接続し、その他の区域では合併処理浄化槽を設置するとともに、適正に維持管理します。
- ◆「水質汚濁防止法」、「下水道法」、「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」など関係法令に基づき排水基準の遵守の徹底や排水の負荷低減を図ります。
- ◆化学物質や油が入った容器や不要になった農薬を処分する際は、市に処分方法や処分先を確認し、適正に処分します。
- ◆効果的な排水処理対策について情報を収集し、活用します。
- ◆事業活動における水質汚濁防止に取り組むとともに、その取組を公表し、広く PR します。

〈環境施策〉③土壌・地下水汚染対策

- ◆農薬や肥料は、適正・適量を使用します。
- ◆廃棄物の保管や化学物質の使用・保管・輸送・廃棄等にあたっては、適正に管理し、事業活動からの土壌・地下水汚染防止、その他環境汚染の防止を図ります。
- ◆「土壌汚染対策法」など関係法令に基づき、土壌汚染の防止及び地下水汚染の防止を図ります。

※ここでの霞ヶ浦とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により指定された霞ヶ浦、北浦及び常陸利根川（常陸川水門下流を除く。）をいう。

関連する SDGs
（持続可能な開発目標）



2.3 安心・安全のために、正しい知識を持って行動しよう

課題

- ◆有害化学物質による環境対策については、今後も国や県の動向に合わせ、適切な対策を進めていくとともに、情報の収集及び提供により環境への配慮の意識啓発が必要です。
- ◆放射性物質による環境汚染については、今後も長期的に監視していくとともに、国や県とともに適切な対策を講じていく必要があります。

環境施策	市の取組
①有害化学物質の排出防止対策	◆事業者に対し、関係法令等に基づく化学物質の適正な管理・使用を指導します。 ◆農薬や化学肥料、洗剤の使用等に関し、環境への配慮について意識啓発を行います。 ◆ダイオキシン類や環境ホルモンなど有害化学物質に関する情報収集及び提供を行い、環境保全意識の啓発を図ります。

環境施策	市の取組
②放射性物質による環境汚染対策	◆ 公共施設における放射線量の測定や水道水等の放射性物質の測定を継続し、公表します。 ◆ 国や県が実施している農水産物等の放射性物質濃度について把握に努めるとともに、関係機関と連携し、必要な対策を講じます。 ◆ 放射線量や放射性物質濃度の現状について、市民が正しく理解できるよう、環境学習の場などを活用して周知します。

◆市民の取組◆

〈環境施策〉①有害化学物質の排出防止対策

- ◆ 有害性の少ない製品を購入・使用します。
- ◆ 環境保全型農業により生産された農作物を購入するようにします。
- ◆ 除草剤などの農薬は安易に使用せず、使用する場合は適正に使用します。
- ◆ 野菜や草花を育てるため化学肥料を使用する際は、適正に使用します。
- ◆ ダイオキシン類の発生を防ぐため、違法な野焼きは行いません。

〈環境施策〉②放射性物質による環境汚染対策

- ◆ 放射線量や放射性物質濃度の現状について、市が公表する広報紙などから把握します。
- ◆ 県や市が公表する市内の放射線量や食品等の放射性物質の情報について、正しい理解のもとに行動します。

◆事業者の取組◆

〈環境施策〉①有害化学物質の排出防止対策

- ◆ 有害化学物質を使用しない工程へ可能な限り変更します。
- ◆ 農薬や化学肥料などは適正に使用し、環境保全型農業に積極的に取り組みます。
- ◆ ダイオキシン類の発生を防ぐため、焼却炉の使用及び野焼きの規制を守ります。

〈環境施策〉②放射性物質による環境汚染対策

- ◆ 事業資材・製品・廃棄物等の放射線量及び放射性物質濃度を測定し、適正に管理します。

関連する SDGs
(持続可能な開発目標)



2.4 環境美化意識を高め、きれいなまちを作っていこう

課題

- ◆ごみのポイ捨て防止について、啓発の強化が必要です。
- ◆ペットのふんの始末など、モラルの向上について啓発が必要です。
- ◆管理不足による雑草の繁茂等により、まちの景観・防犯上好ましくない土地については、所有者に適切な管理を指導する必要があります。
- ◆市内で行われている清掃や除草などの環境美化活動を推進するとともに、ごみを捨てられない環境づくりを協働で行っていく必要があります。

環境施策	市の取組
①環境美化意識の普及・啓発	◆ポイ捨て防止の看板の設置やチラシ、広報紙などの活用による啓発活動を行います。
	◆ペットのふんの持ち帰りや飼育上のマナーの普及啓発を図ります。
	◆雑草などの繁茂した空き地の適正な管理を指導します。
	◆所有地内の樹木等の管理について指導・啓発をします。
	◆鹿島灘海浜公園をはじめ、海岸、涸沼、北浦等の水辺など市の観光地における利用者へのごみの持ち帰りについて取組を強化します。
	◆空き家の適正な維持管理を指導・啓発をします。
②きれいなまちづくりの推進	◆土地所有者（管理者）へ防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりを呼びかけます。
	◆クリーン作戦をはじめ、環境保全団体や学校などが実施する清掃活動を推進します。
	◆外国人居住者も参加しやすい清掃活動などを推進します。
	◆道路沿いの雑草を適正に管理し、景観保全とポイ捨て防止を図ります。
	◆花いっぱい運動など、まちを彩る取組を推進します。

◆市民の取組◆

〈環境施策〉①環境美化意識の普及・啓発

- ◆ポイ捨ては行いません。
- ◆ペットのふんは、飼い主が責任を持って始末します。
- ◆空き地など所有地の雑草を適正に管理します。
- ◆道路や隣地に面したところの樹木等が、他人の迷惑にならないよう適正に管理します。
- ◆公園や海岸、観光地などで食べたお弁当などのごみは持ち帰ります。
- ◆空き家は適正に維持管理します。

〈環境施策〉②きれいなまちづくりの推進

- ◆防護柵やネットを使用するなど、不法投棄されない環境づくりに協力します。
- ◆クリーン作戦をはじめ、地域の清掃活動に参加します。
- ◆自宅の周囲や通学路など、身近な場所の雑草の除草を心がけます。
- ◆花いっぱい運動など、まちを彩る活動に参加します。

◆事業者の取組◆

〈環境施策〉①環境美化意識の普及・啓発

- ◆空き地など所有地の雑草を適正に管理します。

〈環境施策〉②きれいなまちづくりの推進

- ◆防護柵やネットを使用するなど、不法投棄されない環境づくりに協力します。
- ◆クリーン作戦をはじめ、地域の清掃活動に参加します。
- ◆事業所及び事業所周辺の清掃や除草を行います。
- ◆敷地内の緑化や花壇の管理に努め、花と緑を増やします。

関連する SDGs
(持続可能な開発目標)



不法投棄は 犯 罪 です

不法投棄とは

廃棄物を定められたルールに従って適正に処理せず、処分場以外の山林や原野などに捨てたり埋めたりする行為。

この「不法投棄」が、後を絶ちません。不法投棄行為は地域の景観を損なうだけでなく、土壌や地下水、北浦などの河川が汚染されるなど深刻な問題に成りうる重大な犯罪です。絶対に行わないで下さい。



不法投棄行為者に対する厳しい罰則



不法投棄を行った者は5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、又はその両方の罰則が科せられます。

不法投棄に対する市の取り組み

不法投棄を未然に防止するために以下のような取り組みを行っています。

- 総勢159名の不法投棄監視員や市職員によるパトロール
- 不法投棄防止看板の貸出し
- 鉾田警察署、茨城県道庁市民センターなど関係部署との連携
- 市広報誌への掲載、防災無線による啓発等



不法投棄行為者を見つけたときは、市生活環境課若しくは鉾田警察署に御連絡下さい

土地所有者の責任



自分の土地にゴミが捨てられたときは、捨てた者が不明な場合、そのゴミを自らの責任で、土地の所有者又は管理者が処理しなければなりません。日頃から、土地の草刈りや防護ネット(囲い)などを設置してゴミを捨てられない環境作りに心掛けましょう。

不法投棄(者)を見かけたら・・・

不法投棄されたゴミはそのままにして、市生活環境課又は鉾田警察署にご連絡下さい。またご自身で不法投棄者に接触することは、たいへん危険を伴いますので必ずやめて下さい。



～連絡先～
鉾田市生活環境課 0291-33-2111
鉾田警察署 0291-34-0110
茨城県道庁市民センター環境・保安課 0291-33-6057

不法投棄に対する市の取り組みや

対応などのチラシ

【出典：鉾田市ホームページ】

3 地球環境の保全と循環型社会の形成 ～地球と共生できるまち～

3.1 一歩踏み込んだ地球温暖化対策及び気候変動適応策を進めていこう

課題

- ◆ 市民一人ひとりが地球温暖化（気候変動）についての認識を深め、その抑制のための取組ができるよう、さらなる情報提供が必要です。
- ◆ 市民が身近に取り組めるエコドライブの徹底が必要です。
- ◆ 地球にやさしいエネルギー利用を進めるため、化石燃料に頼らない再生可能エネルギーの普及促進が必要です。
- ◆ 電気自動車や燃料電池自動車の普及促進に向けて、エネルギー供給のインフラ整備が必要です。
- ◆ 地球温暖化に起因するとされている気候変動は、温室効果ガスの排出量の削減を目的とした緩和策に加え、洪水や強風、干ばつや熱中症などの影響に備えた適応策を進めていく必要があります。
- ◆ 省エネ、再エネ、クールチョイスやエシカル消費行動を推進していく必要があります。

環境施策	市の取組
①CO ₂ 削減のための取組の推進	◆ 日常生活において、CO ₂ 削減につながる取組を広報紙やホームページ等で紹介し、市民のライフスタイルの見直しを支援します。
	◆ 緑化や緑のカーテン、雨水を利用した打ち水など自然の力を活用した省エネ生活を推進します。
	◆ 家庭における CO ₂ 排出量の把握や製品やサービス購入時の CO ₂ 排出量表示など、CO ₂ 排出量の見える化の活用を促進します。
	◆ CO ₂ の排出を抑えた製品の購入、クールチョイスを推進します。
	◆ 地産地消や地球にやさしい選択となるエシカル消費を推進します。
	◆ 市内で行われるイベントで、地球温暖化対策及び気候変動適応策の周知やPRをします。
	◆ 学校行事において、地球温暖化対策及び気候変動適応策の環境教育を推進します。
②地球にやさしいエネルギー利用の推進	◆ 太陽光発電システムの設置の際は、住環境への配慮と自然環境の保護に努めるよう指導します。
	◆ 住宅や事業所におけるエネルギー利用の効率化を推進します。
	◆ 地域の再生可能エネルギービジョン策定を推進します。
	◆ 電気自動車の普及を促進するため、充電スタンドの導入を推進します。

環境施策	市の取組
③地球温暖化及び気候変動に関する情報収集や適応策の推進	◆地球温暖化対策や気候変動適応策に関する情報を入手し、市民に分かりやすく情報を提供します。 ◆銚田市における地球温暖化による気候変動の影響についての知見や情報を収集し、適応策の検討・実施を進めます。 ◆防災訓練やハザードマップの周知を強化し、避難警戒体制の充実を図ります。 ◆農業分野において、気候変動による影響や、これらに対応できる栽培技術等の情報を収集し、普及に努めます。
④SDGs 達成に向けた取組の推進	◆安全で災害に強い、住み続けられるまちづくりを目指します。 ◆持続可能な方法で生産し、消費する取組を推進します。 ◆気候変動の影響を軽減するための対策を検討していきます。 ◆市民や事業所とパートナーシップをとり SDGs の目標達成を目指します。

◆市民の取組◆

〈環境施策〉①CO₂削減のための取組の推進

- ◆日常生活における CO₂ 排出量の把握や製品やサービスの購入時の CO₂ 排出量表示など、CO₂ の見える化を活用し、CO₂ 削減に取り組みます。
- ◆緑化や緑のカーテン、雨水を利用した打ち水など自然の力を活用した省エネ生活に取り組みます。
- ◆運転の際はエコドライブに取り組みます。
- ◆CO₂ の吸収源となる緑の保全活動に協力します。
- ◆省エネ、再エネ、クールチョイスやエシカル消費の行動を進めます。

〈環境施策〉②地球にやさしいエネルギー利用の推進

- ◆太陽光発電などの再生可能エネルギーを取り入れ、地球温暖化防止につながる電力を利用します。
- ◆太陽光発電システムを設置する際は、住環境への配慮と自然環境の保護に努めます。

〈環境施策〉③地球温暖化及び気候変動に関する情報収集や適応策の推進

- ◆地球温暖化（気候変動）に関する情報を入手し、知識を深め、地球温暖化対策及び気候変動適応策に取り組みます。
- ◆家電の購入や設備の導入の際は、省エネ製品や省エネ設備を選択します。
- ◆防災訓練に参加するとともに、避難場所、危険箇所を日頃から確認し、災害時に備えます。

〈環境施策〉④SDGs 達成に向けた取組の推進

- ◆安全で災害に強い、住み続けられるまちづくりに協力します。
- ◆できることから、気候変動の影響を軽減するための対策に協力します。
- ◆市や事業所とパートナーシップをとり SDGs の目標達成に協力します。

◆事業者の取組◆

〈環境施策〉①CO₂削減のための取組の推進

- ◆製品やサービスに CO₂ 排出量表示など、環境ラベルを取り入れ、CO₂ の見える化の活用 に協力します。
- ◆事業活動における燃料及び電力使用量を認識し、CO₂ 削減に取り組めます。
- ◆緑化や緑のカーテン、雨水を利用した打ち水など自然の力を事業所内に取り入れ、省エネを図ります。
- ◆業務用自動車の購入の際はエコカーを選択し、運転の際はエコドライブに取り組めます。
- ◆CO₂ の吸収源となる緑の保全活動に協力します。

〈環境施策〉②地球にやさしいエネルギー利用の推進

- ◆太陽光発電などの再生可能エネルギーを取り入れ、地球温暖化防止につながる電力を利用します。
- ◆太陽光発電システムを設置する際は、住環境への配慮と自然環境の保護に努めます。
- ◆地球温暖化（気候変動）に関する情報を入手し、事業所における地球温暖化対策及び気候変動適応策に取り組めます。
- ◆事業所における電化製品の購入や設備の導入の際は、省エネ型を選択します。

〈環境施策〉③地球温暖化及び気候変動に関する情報収集や適応策の推進

- ◆防災訓練に参加するとともに、避難場所、危険箇所を日頃から確認し、災害時に備えます。
- ◆農業分野において、高温環境下でも品質・収量が確保できる栽培技術等の情報を収集・検討します。

〈環境施策〉④SDGs 達成に向けた取組の推進

- ◆安全で災害に強い、住み続けられるまちづくりに協力します。
- ◆持続可能な方法で生産し、消費する取組を目指します。
- ◆気候変動の影響を軽減するための対策を検討していきます。
- ◆市や事業所とパートナーシップをとり SDGs の目標達成に協力します。



関連する SDGs
(持続可能な開発目標)



3.2 SDGs 達成に向けたアクションを進め カーボンニュートラル社会を目指そう

課題

- ◆循環型社会の形成に向けて、ごみの排出量の抑制や分別の徹底など3Rについての啓発が必要です。
- ◆資源化率を上げるためには、バイオマス資源など新たな資源ごみの品目追加、焼却残渣の資源化などの検討が必要です。
- ◆市民や事業者に、廃棄物の適正処理について、さらなる啓発が必要です。
- ◆廃棄物の適正処理について、外国人にも分かりやすいように周知が必要です。
- ◆ unnecessary 野焼きの禁止や農業用廃プラスチック等の適正処理の推進、不法投棄防止対策を強化する必要があります。
- ◆新たな清掃センターの設置稼働を推進し、稼働後は市民が利用しやすい資源循環を実現していく必要があります。

環境施策	市の取組
①ごみ減量化の推進 リデュース (Reduce)	◆ごみの分別の徹底及び適正な排出方法の啓発などにより、ごみの排出量の削減を推進します。 ◆生ごみの減量のため、エコクッキングの普及・啓発や水切りの徹底、堆肥化を推進します。 ◆使い捨て商品の選択は控え、簡易包装を選択するなどごみの減量の意識啓発を行います。
②再使用の推進 リユース (Reuse)	◆物を大切にし、故障や破損は修理・修復による再使用を推進します。 ◆古着や古物は、再使用するよう啓発します。
③再資源化の推進 リサイクル (Recycle)	◆「容器包装リサイクル法」などにに基づき、分別排出の体制を強化するとともに、資源回収を円滑に推進します。 ◆「小型家電リサイクル法」に基づき、不要になったデジタルカメラや携帯電話などの回収を行い、レアメタルの再資源化を推進します。 ◆廃棄処分となる農産物や畜産系廃棄物の有効利用を図るため、耕畜連携した地域リサイクルを推進します。 ◆農業用廃プラスチック等の適正処理及びリサイクルを推進します。 ◆市内で発生する稲わらや落ち葉、間伐材などを有効利用するリサイクルの仕組みづくりに取り組みます。
④地域循環共生の推進	◆鉾田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの排出抑制やリサイクルを推進します。 ◆ごみの排出量や資源化率、最終処分率など、ごみ処理に関する情報を公表し、3Rについて市民の意識向上を図ります。 ◆ごみ処理広域化基本構想に基づく新たな清掃センターの設置・稼働を推進します。 ◆市民が利用しやすい清掃センターの運営を推進します。 ◆ごみ（資源含む）の分別等のリーフレットにあるごみの適正な排出の徹底とマナーを周知します。（外国人居住者向けも含む）

	◆ 不必要な野焼きの禁止について啓発を強化します。
	◆ 銚田市廃棄物不法投棄監視員による不法投棄の監視を強化し、未然防止や早期発見を図ります。
	◆ クリーン作戦など清掃活動への参加を促進します。
	◆ 3Rの推進に向けて市民や事業者の意識啓発を図ります。

◆市民の取組◆

〈環境施策〉①ごみ減量化の推進（Reduce(リデュース)） ◆ ごみは、市が行っている分別収集に従って適正に排出します。 ◆ エコクッキングを心がけ、調理の過程や食べ残しでの廃棄分を減らします。 ◆ 生ごみは、水気をよく切って排出したり、堆肥化したりして減量を心がけます。 ◆ 買い物の際は、マイバッグを持参し、レジ袋をもらわないようにします。 ◆ 過剰包装は断り、簡易包装の商品を選びます。 ◆ 使い捨て商品ではなく、繰り返し利用可能な商品を選びます。 ◆ 洗剤や調味料などは詰め替え可能な商品を選びます。
〈環境施策〉②再使用の推進（Reuse(リユース)） ◆ 物を大切にし、機械類は修理、衣服などはリフォームするなど再使用を心がけます。 ◆ リサイクルショップやフリーマーケットなどを積極的に活用します。
〈環境施策〉③再資源化の推進（Recycle(リサイクル)） ◆ 古紙や廃ペットボトルを原料として作られた再生品を積極的に利用します。 ◆ 不要になった携帯電話などの小型家電は、レアメタルの回収に協力します。 ◆ 家庭菜園等で使用した農業用廃プラスチックは回収に出すなどリサイクルに努めます。
〈環境施策〉④地域循環共生の推進 ◆ 市が発信するごみ処理に関する情報に関心を持ち、3Rに取り組みます。 ◆ エコマークやグリーンマークなどの環境にやさしい商品の購入を心がけます。

◆事業者の取組◆

〈環境施策〉①ごみ減量化の推進（Reduce(リデュース)） ◆ ごみの分別やリサイクルなどを積極的に行い、廃棄物の排出抑制を図ります。 ◆ 使い捨てではなく、可能な限り繰り返し使用できる製品の製造・販売に取り組みます。 ◆ 事務用品、備品などは、ごみの排出が少ない製品を購入します。
〈環境施策〉②再使用の推進（Reuse(リユース)） ◆ ファイルの再使用、コピー用紙の裏紙使用など、事務用品の再利用に取り組みます。 ◆ 商品やサービスに影響のない物品について、中古品の購入を検討します。 ◆ 冷却水の循環利用など、事業活動において再使用可能な工程を導入します。

〈環境施策〉③再資源化の推進（Recycle(リサイクル)）

- ◆事業系廃棄物の減量化と分別を徹底し、リサイクルを推進します。
- ◆製品等について、受け入れの際は、梱包（包装）の簡素化を依頼し、納品の際は、梱包（包装）の簡素化を図ります。
- ◆食品を扱う事業所から排出される生ごみの減量化及び堆肥化に取り組みます。
- ◆農業用廃プラスチックは回収に出すなど適正な処理及びリサイクルに協力します。
- ◆刈り取った草などは堆肥化するなど有効利用します。

〈環境施策〉④地域循環共生の推進

- ◆市が発信するごみ処理に関する情報に関心を持ち、3Rに取り組みます。
- ◆エコマークやグリーンマーク商品などグリーン購入を推進します。
- ◆外国人技能実習生に、廃棄物の適正処理やごみ（資源含む）の分別等（ごみの出し方ガイドブックなど）について周知するとともに、3Rの推進に向けてクリーン作戦など清掃活動への参加を呼びかけます。

関連する SDGs
(持続可能な開発目標)



3Rとは

ごみの発生・排出を抑制し(リデュース)、不要となったものの再使用(リユース)、再生資源として利用できるものの再生利用(リサイクル)の総称であり、ごみの減量と円滑な資源循環の実現を目指し、環境への負担の少ない適正な処理・処分を推進するものです。



＜3Rの具体例＞

ごみの発生抑制 (リデュース(Reduce))	・マイバックの利用により無駄な包装を控える ・詰め替え容器に入った製品や簡易包装の製品を選ぶ ・耐久消費材は手入れや修理をしながら長く大切に使う など
ごみの再使用 (リユース(Reuse))	・リターナブル容器に入った製品を選び、使い終わった際はリユース回収に出す ・フリーマーケットやガレッジセールなどを開催し、不用品の再使用に努める など
ごみの再生使用 (リサイクル(Recycle))	・空き缶やペットボトルなどを資源として分別回収し、再商品化を行う など

【出典：銚田市一般廃棄物処理基本計画】

4 環境保全活動の推進 ～一人ひとりが環境と向き合うまち～

4.1 大人も子どももみんなで環境について学んでいこう

課題

- ◆ 市民が環境について学ぶ機会を増やすことや各種イベントにて実施する啓発内容の充実を図るとともに、環境学習会に参加しやすいスタイルの検討が必要です。
- ◆ 子どもたちへの環境教育を充実させるために、各学校で行われている環境教育の内容について、情報共有が必要です。
- ◆ 子どもたちによる環境活動を広めるため、「こどもエコクラブ」への登録やクラブの会員拡大が必要です。
- ◆ 茨城県地球温暖化防止活動推進員が行う地球温暖化防止に向けた啓発活動や学習会の強化が必要です。
- ◆ 環境学習施設「エコ・ハウス」について、学習会の開催等活用が必要です。
- ◆ 市民が市の環境の現況を把握するために、環境調査の結果等について、ホームページや広報紙で公表し、情報提供することが必要です。
- ◆ 「(仮称) 洵沼水鳥・湿地センター」の開設に向けて、行政と市民が一体となった取組が進められるよう事前準備が必要です。

環境施策	市の取組
①環境教育と学習の推進	◆ 小中学校や子ども会等が行う環境教育を目的とした活動を支援します。 ◆ 子どもたちによる環境活動を広めるため、「こどもエコクラブ」について広く紹介するとともに、登録や登録クラブへの参加を促進します。 ◆ 小学生を対象に、環境をテーマにした出前講座を実施します。 ◆ 環境に関する絵画や標語など作品のコンクールを行います。
②市民が一体となった取組の推進	◆ 自然観察会などの体験学習を取り入れた環境学習会を開催します。 ◆ 市民が率先して環境学習に取り組めるよう、環境学習施設「エコ・ハウス」をさらに有効に活用していきます。 ◆ 市内で行われるイベントで、地球温暖化対策をはじめとする環境保全の普及・啓発を図ります。 ◆ 参加しやすい環境学習会のスタイルを検討します。 ◆ 「(仮称) 洵沼水鳥・湿地センター」開設後に、市民ができることを模索します。
③環境情報の収集及び提供	◆ 市の環境に関する調査データ等を広報紙やホームページ等で公表するとともに、これらの活用を増やします。 ◆ 環境関連図書や資料等、環境情報の充実を図ります。 ◆ 市民や事業者がさまざまな視点で交流が図れる環境フォーラムなどを開催し、市民との情報を共有しながら、積極的な参加を促進します。

◆市民の取組◆

〈環境施策〉①環境教育と学習の推進

- ◆学校や子ども会、スポーツ少年団などでは、環境教育に役立つ行事を取り入れます。
- ◆「こどもエコクラブ」に登録し、地域の環境保全活動や自然観察会などに計画的に取り組めます。
- ◆環境に関する絵画や標語など作品のコンクールに応募します。
- ◆環境教育に積極的に参加し、リサイクルなど資源や環境について学びます。

〈環境施策〉②市民が一体となった取組の推進

- ◆自然観察会などの環境学習会に参加し、環境について学習します。
- ◆環境学習に取り組むため、環境学習施設「エコ・ハウス」を利用します。
- ◆「涸沼ラムサールネイチャーガイド」が開催する、環境をテーマにした講座に参加し、環境について学びます。

〈環境施策〉③環境情報の収集及び提供

- ◆市の広報紙やホームページなどに掲載されている環境情報を活用します。
- ◆環境関連図書や資料等で環境情報を入手します。
- ◆環境フォーラムなどの情報を入手し、参加します。

◆事業者の取組◆

〈環境施策〉①環境教育と学習の推進

- ◆環境教育にも活用できるよう、職場見学を受け入れます。
- ◆事業所内での環境教育の充実に取り組めます。

〈環境施策〉②市民が一体となった取組の推進

- ◆市内で行われるイベントで、環境に関わる啓発活動を行います。

〈環境施策〉③環境情報の収集及び提供

- ◆市が行う環境イベントや地域で実施される環境学習会等に積極的に参加・協力します。
- ◆事業所内の環境活動をPRしていきます。
- ◆市の広報紙やホームページなどに掲載されている環境情報を活用します。
- ◆環境フォーラムなどの情報を入手し、参加します。

関連する SDGs
(持続可能な開発目標)



4.2 誰でも気軽に環境保全活動ができるようにしよう

課題

- ◆地域の力をさらに活用するために、市民、事業者及び関係団体などが連携し、協働で環境保全活動を推進していくためのしくみが必要です。
- ◆市民や団体、事業者が積極的に実践している環境活動を紹介する機会を増やし、活動の普及・啓発を強化することが必要です。
- ◆洵沼や北浦、鹿島灘海浜公園などの水辺や環境保全地域の自然環境を中心としたエコツーリズムを推進するために、自然観察会等で保全地の案内を行うためのガイドや適切な保全活動を行うための指導者が必要です。
- ◆事業者においては、環境に配慮した事業活動の促進が必要です。
- ◆市民の環境保全活動を活性化させるため、市民や学校、各種団体が行う環境保全に関する活動の支援が必要です。

環境施策	市の取組
①環境保全活動の普及・啓発	◆市民、事業者及び関係団体が連携し、協働で環境保全活動を推進していくための組織づくりを行います。 ◆環境保全活動を積極的に行っている市民や市民団体、事業者を市のイベントや広報紙などで紹介し、活動の普及・啓発を行います。 ◆市民が気軽に参加できる環境活動メニューを整備し、広報紙や銚田市メール配信サービスなどを利用し、参加を呼びかけます。 ◆事業活動による環境への負荷低減のため、環境マネジメントシステムなどを導入している事業者を紹介します。
②環境保全活動リーダーの確保	◆自然観察会や環境学習会等のガイドや環境保全活動のリーダー（指導員）を育成します。 ◆地球温暖化対策を市民に啓発する茨城県地球温暖化防止活動推進員を市で推薦し、推進員の増員を図ります。
③環境保全活動の支援	◆市民や学校、事業所等が行う環境保全に関する活動の支援を行います。 ◆環境保全団体（環境ボランティア団体）等が行う環境保全に関する活動の支援を行います。

◆市民の取組◆

〈環境施策〉①環境保全活動の普及・啓発

- ◆市・市民・事業者が協働で環境保全活動を推進していくための組織に積極的に参加・協力します。
- ◆市のイベントや広報紙などで、環境保全活動を積極的に行っている市民や市民団体、事業者の情報を入手し、取組の参考にします。
- ◆銚田市メール配信サービスに登録するなどし、市が提供する環境活動メニューを取得し、参加・協力します。

〈環境施策〉②環境保全活動リーダーの確保

- ◆自然観察会や環境学習会等のガイドや環境保全活動のリーダー（指導員）を目指します。
- ◆茨城県地球温暖化防止活動推進員の増員に協力します。

〈環境施策〉③環境保全活動の支援

- ◆積極的に環境保全活動に取り組みます。
- ◆学校や子ども会、町内会、環境ボランティア団体等が行う環境保全活動に積極的に参加します。

◆事業者の取組◆

〈環境施策〉①環境保全活動の普及・啓発

- ◆市・市民・事業者が協働で環境保全活動を推進していくための組織に積極的に参加・協力します。
- ◆環境に関する自社の取組などの情報を可能な範囲で公開します。
- ◆市のイベントや広報紙などで、環境保全活動を積極的に行っている市民や市民団体、事業者の情報を入手し、取組の参考にします。
- ◆環境マネジメントシステムの導入など、環境保全活動の見える化を図ります。

〈環境施策〉②環境保全活動リーダーの確保

- ◆自然観察会や環境学習会等のガイドや環境保全活動のリーダー（指導員）の確保に協力します。

〈環境施策〉③環境保全活動の支援

- ◆事業活動において、積極的に環境保全活動に取り組みます。
- ◆市内で行われる環境保全活動に参加・協力します。

関連する SDGs
(持続可能な開発目標)



持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

人間活動が原因で生じる様々な問題に国際社会が協力して取り組むため、2015 年9月の国連総会で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。これは、すべての国がとらね取り組むべき目標で、その中に「持続可能な開発目標（SDGs）」として 2030 年までの 17 の目標（ゴール）が設定されています。

SDGs の目標はそれぞれ関連しているので、一つの課題解決の行動により、複数の課題解決を目指すことも可能であり、環境のみではなく、環境・経済・社会のつながりを考え、ともに解決していくことが大切になります。



【出典：国際連合広報センターウェブサイト】

持続可能な開発目標（SDGs）17の目標（ゴール）		
 1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	 2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	 3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
 4 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	 5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	 6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 8 働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
 10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する	 11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	 12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
 13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	 14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	 15 陸の豊かさも守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
 16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	 17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	 SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

【出典：国際連合広報センターウェブサイト】